

第11章 土木計画

第1節 検討範囲.....	11- 1
第2節 撤去工事計画.....	11- 2
第3節 造成（整地）計画.....	11- 4
第4節 外構計画.....	11- 6

第1節 検討範囲

本章で整理する土木計画の範囲と内容は表 11-1 のとおりです。

なお、建設予定地の立地条件は第 3 章第 2 節、施設整備に係る法規制は第 3 章第 3 節で整理していることから、本章の検討範囲から除外します。

表11-1 土木計画の検討範囲

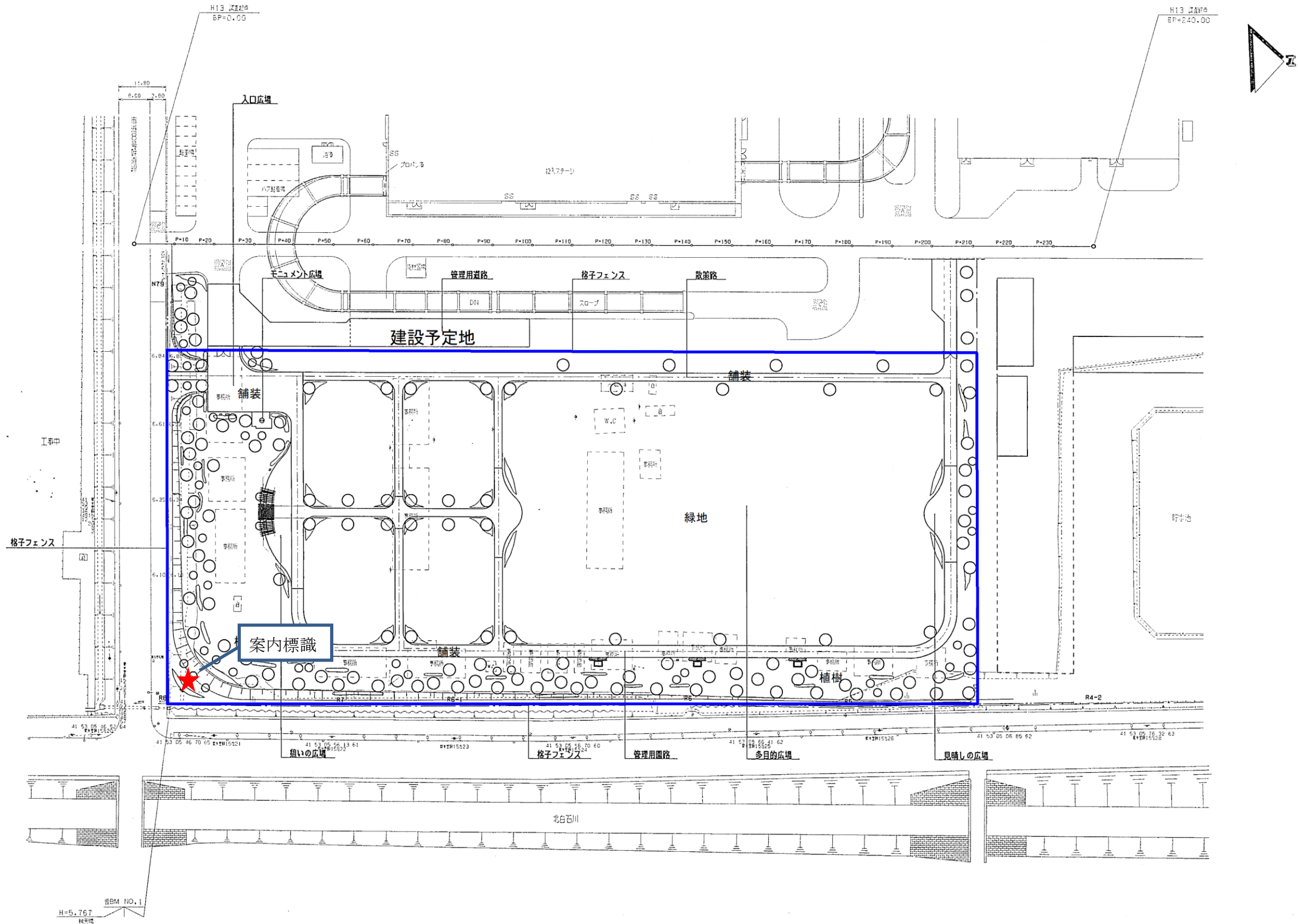
大項目	小項目	検討内容
撤去工事計画	—	計画条件
造成（整地）計画	—	計画条件
外構計画	構内道路、駐車場	計画条件・特記仕様
	雨水排水	計画条件・特記仕様
	構内照明	計画条件・特記仕様
	門扉・囲障	計画条件・特記仕様
	植栽	計画条件・特記仕様

第2節 撤去工事計画

現在、建設予定地は構内緑地の一部になっています。外周部には図 11-1 に示すように高木が植樹され、内側には広場や通路が整備されていますが、構内緑地を構成する設備は造成工事に先立ち撤去することとします。ただし、白石破碎工場でも緑地となる範囲に存在する高木については、今後、残置することが可能か否か、残置することが適切か否かを検討して判断するものとします。なお、建設予定地南西端の法尻に設置されている案内標識（白石清掃工場の位置を示すもの）は残置することとします。

撤去する設備は以下のとおりとします。

- ・舗装（アスファルト、カラーブロック）
- ・パーゴラシェルター
- ・モニュメント
- ・柵（敷地外周）
- ・雨水排水設備
- ・芝、樹木
- ・その他の公園設備



(札幌市「白石清掃工場外構工事」の一般平面図を引用して作成)

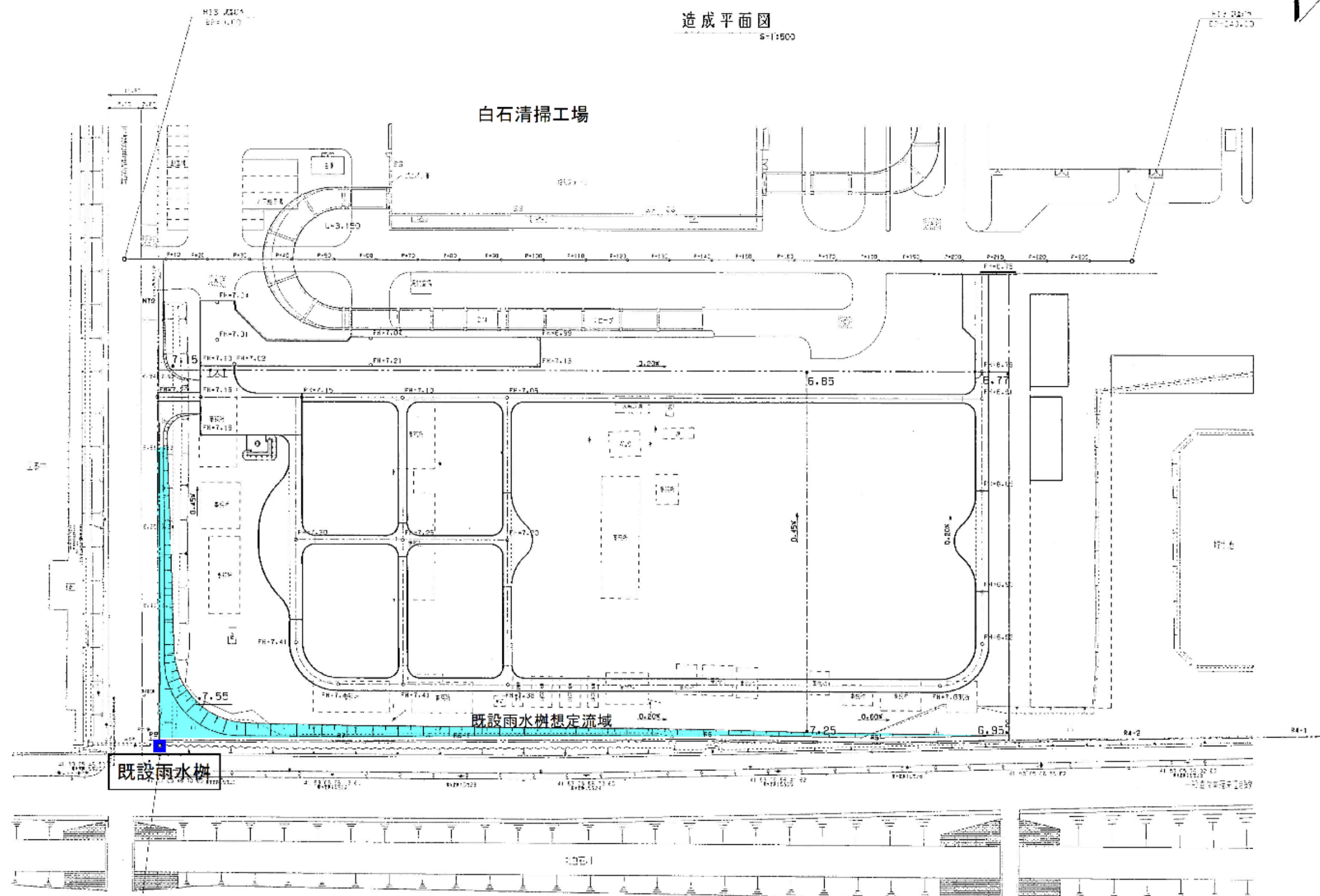
図11-1 一般平面図

第3節 造成（整地）計画

建設予定地は、2003 年（平成 15 年）以前に構内緑地としての整備が行われていますが、現況が当時と異なっている可能性があることや、舗装や設備の撤去工事により部分的に起伏が生じる可能性があることから、小規模ながらも造成工事が必要になると想定されます。

以上を踏まえ、本計画では造成工事の計画条件を以下のとおりとします。

- （１）本工事における造成範囲は、建設予定地への入り口となる敷地南側道路面を除き、原則として現況平坦部（GL6.75～7.55m）の範囲とします。ただし、敷地東側法面部の法面位置が図 11-2 の水色着色部と異なり、西側に存在する（平坦部が狭い）場合は、図 11-2 に示す位置に法面を形成するものとします。なお、図 11-2 に示す建設予定地南東端の既設雨水柵の流域が増加すると下流の側溝管理者との協議、調整が必要となることから、法面の位置や高さを変更する場合は、現況流量と同等かそれ以下となるようにします。
- （２）計画地盤高さ（仕上がり高さ）は、地下掘削土量を含めてできるだけ切盛りバランスを図ることを念頭に、施設の維持管理、雨水排水計画、白石清掃工場からのアクセスを考慮して設定します。
- （３）粗造成高さは、凍上被害を防止するための置換厚（北海道開発局道路設計要領による）を計画地盤高さから差し引いた高さとしします。
- （４）残土が発生した場合は、「表土」を含め本市が指定する場所に搬出することとしします。
- （５）なお、本計画では造成による浸水対策は想定していませんが、事業者の提案により施設を運用する上で差し支えない計画であればこれを妨げるものではないこととしします。



(札幌市「白石清掃工場外構工事」の造成平面図を引用して作成)

図11-2 造成平面図

第4節 外構計画

1 構内道路・駐車場計画

構内道路の計画は、第9章第2節4.で示した交通量などの設計条件から、「舗装設計便覧」、「アスファルト舗装要綱」（ともに社団法人 日本道路協会）及び「北海道開発局 道路設計要領」（北海道開発局）を適用します。

ここで、信頼度は90%、設計期間は施設の稼働予定年数が30～40年であることから20年とし、舗装構成の決定にあたっては、施工前に現場CBR試験を実施して決定することとします。

置換厚の設定は、「北海道開発局 道路設計要領」を適用し、確率年は舗装設計期間と同じ20年とします。

駐車場は、必要駐車台数に応じたスペースを確保します。

なお、構内道路、駐車場の全面にロードヒーティングを施工します。なお、ロードヒーティングの設置条件の詳細は、第12章第5節6.によるものとします。

構内道路及び駐車場の計画条件を表11-2に示します。

表11-2 構内道路及び駐車場の計画条件（表9-2の一部を再掲載）

構成施設	施設規模、数量など
利用車両台数 （年間最大）	登録車両（収集車両など）：72台／日（令和元年度篠路破碎工場実績） 未登録車両（自己搬入車両など）：275台／日（令和元年度篠路破碎工場実績） メンテナンス車・搬出車：数台～十数台／日
構内道路	一方通行：6m（車道幅員4.5m、路肩0.75m×2） 対面通行：8m（車道幅員3.25m×2、路肩0.75m×2） 勾配：5%未満 ※計量棟とその周辺部を除く
駐車場	職員用：40台 外来用：7台（普通車）うち、車いす使用者用2台

2 雨水排水

建設予定地内の雨水を適切に排除するため排水設備（側溝、暗渠管）を設置します。

排水設備の計画は、「北海道開発局 道路設計要領 第1集第6章排水」（北海道開発局）を適用し、流末は図11-2に示す既設雨水桝とします。

3 構内照明

構内道路及び駐車場の交通安全、防犯などを目的に、必要かつ適切な位置に構内照明を設置します。

構内照明の詳細は、第 12 章第 6 節 3. によるものとします。

4 門扉・囲障

建設予定地外周（図 11-3 に示す青線）には、格子フェンスや門扉が設置されています。建設工事では、必要に応じてこれらを更新することとします。

正門については、実施設計時の配置・動線に従い、建設予定地内外の車両出入口となる場所に設置します。また、白石清掃工場との往来や建設予定地北側の管理用地との往来を目的に、必要に応じて通用門や緊急用の門扉を設置します。

門扉・囲障設備の配置位置例を図 11-3 に示します。

1 植栽

建設予定地外周部及び建屋周辺部の適切な場所（図 11-3 の黄緑色着色部を標準として）に植樹、芝張などを行います。

植栽に係る計画条件を以下のとおりとします。

- （１）緑地面積は、札幌市の「緑保全創出地域の現状変更行為等に関する審査基準（平成 13 年 9 月 12 日環境局長決裁）」に従い、建築面積の 30%（里地地域）を建設予定地内に確保します。
- （２）建設予定地外周及び建屋南側には緑地帯を設け、植樹又は芝張を行います。それ以外の建屋周辺は、機能性を考慮してゼブラゾーンを基本としますが、できるだけ緑地を増やすものとします。